

# 千葉市立海浜病院 院内感染対策指針

## 第1 趣旨

院内感染に係る体制の確立、院内感染制御及び対策についての指針を示すことにより、適切な感染管理を推進し、「安心・安全な医療」の提供に資することを目的とする。

## 第2 院内感染対策管理に関する基本的考え方

入院中の患者が、病院内で原疾患とは別に、新たに罹患した感染症及び医療従事者が業務を介して感染した感染症の発生は、患者や家族のみならず医療従事者にも大きな不利益が生じる。職員一人一人が感染管理の必要性・重要性を認識し、最大限の注意を払いながら、適切な感染対策を行うことにより、院内感染を防止しなければならない。

## 第3 院内感染のための委員会、その他院内の組織に関する基本的事項

当院における院内感染対策を推進することを目的として以下を設置する。組織図は別項に示す。

### 1 感染対策委員会（ICC：Infection Control Committee）

- （1）患者及び職員の院内感染防止及び感染防止対策体制の確保を目的として、設置する。
- （2）組織及び運営に関する事項は、要綱に定める。

### 2 感染対策室

- （1）病院長直轄に組織され、病院全体の感染対策を統括する部門である。
- （2）所掌事務は以下の通りとする。
  - ア 院内感染の防止対策の推進に関すること。
  - イ 院内感染の防止のための研修に関すること。
  - ウ 院内の職員の予防接種の推進に関すること。
  - エ 院内の感染状況の概要調査に関すること。

### 3 感染制御チーム（ICT：Infection Control Team）

- （1）院内感染に関する監視、調査及び評価（第三者評価を含む）を行うとともに、各部署における具体的な感染防止対策の策定とその実践を推進することを目的として、設置する。
- （2）組織及び運営に関する事項は、要領に定める。

### 4 抗菌薬適正使用支援チーム（AST：Antimicrobial Stewardship Team）

- （1）院内の抗菌薬の適正使用を監視、推進することを目的として、設置する。
- （2）組織及び運営に関する事項は、要領に定める。

## 第4 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

- 1 新規採用者を対象に、標準予防策及び感染経路別予防策、職業感染対策、個人防護具の装着方法に関する研修を実施する。
- 2 全職員を対象とした院内感染対策の研修を年2回以上実施する。
- 3 抗菌薬に関わる職種を対象とした研修を年に2回以上実施する。
- 4 研修実施概要、参加状況は記録保存する。

## 第5 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集して、的確な感染対策を実施できるように、各種サーベイランスを実施する。

感染症発生状況を週1回程度評価し、その他のサーベイランスとともに、感染対策委員会に報告する。

### 1 病原体サーベイランス

- (1) MRSAなどの耐性菌
- (2) 伝播力が高く、院内感染対策上問題となる各種感染症
- (3) インフルエンザ・コロナウイルス・胃腸炎等の流行性ウイルス感染症

### 2 ターゲットサーベイランス

感染リスクの高い部署で、カテーテル関連尿路感染（CAUTI）、カテーテル関連血流感染（CLABSI）、手術部位感染（SSI）などに関するサーベイランスを実施する。

## 第6 院内感染（アウトブレイク等）発生時の対応に関する基本方針

- 1 微生物の分離率や感染症報告・サーベイランス結果から、アウトブレイクあるいは異常発生を早期に把握し、病院長に報告する。
- 2 速やかに感染発生部署と協力し、現状の調査および発生の原因を分析し、改善策の立案・実施をするために、全職員への周知徹底を行う。
- 3 必要に応じて、臨時で感染対策委員会を開催する、また保健所等とも連携する。

## 第7 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、海浜病院の電子カルテシステム上の掲示板と「病院感染対策マニュアル」内に掲載するとともに、病院ホームページに掲載し、いつでも閲覧可能とする。

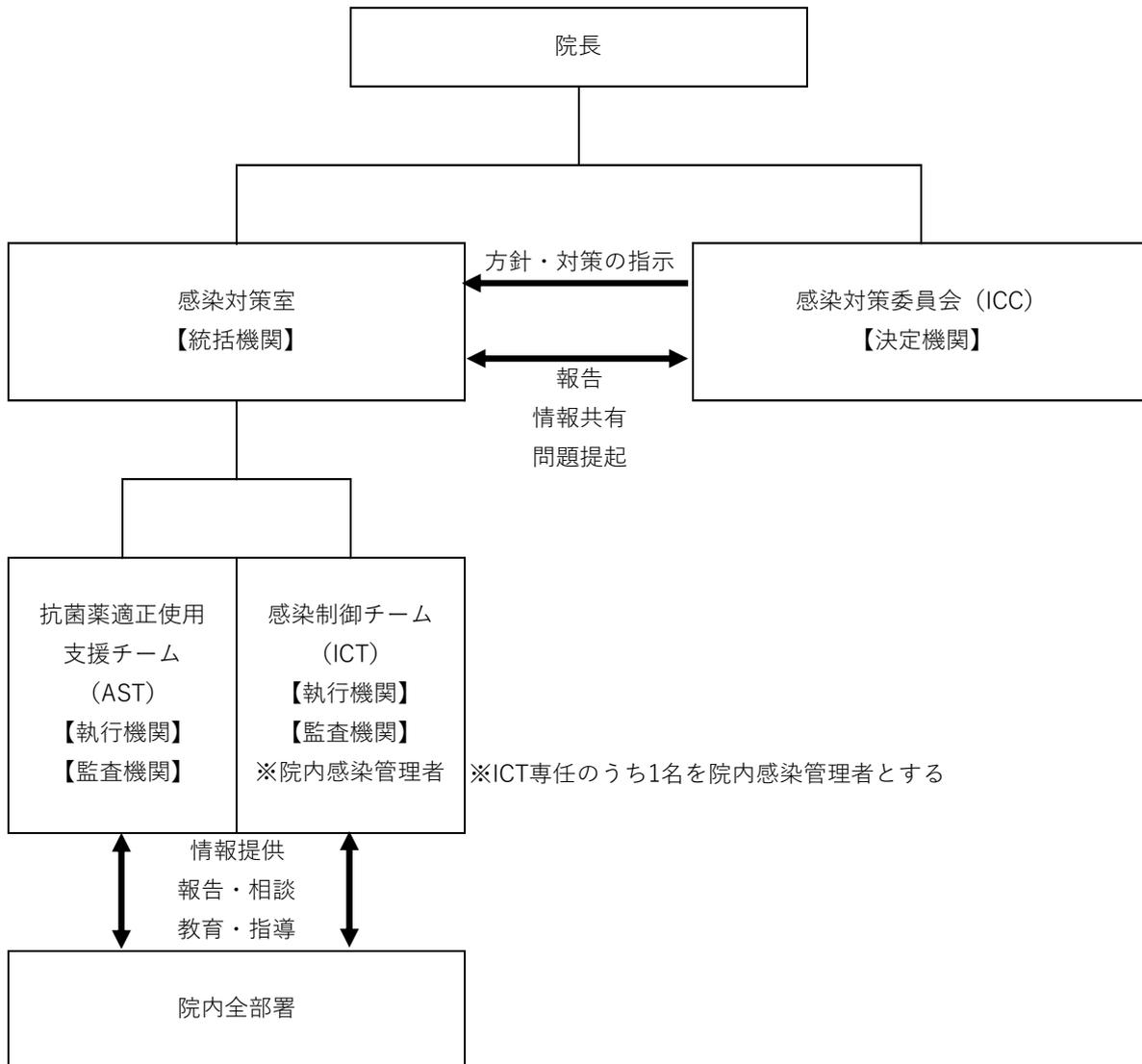
## 第8 その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- 1 「病院感染対策マニュアル」を定期的に見直し、周知徹底を図る。
- 2 職員は、「病院感染対策マニュアル」に沿って、標準予防策及び感染経路別予防策、職業感染対策、個人防護具の装着方法を遵守する。
- 3 職員は、自らが院内感染源とならないよう、感染症罹患時、またはその疑いのある場合は速やかに「病院感染対策マニュアル」内に記載されている「職員罹患時の報告方法」に基づき報告する。
- 4 職員は、「病院感染対策マニュアル」内に記載している抗菌薬適正使用を推進する。

## 第9 感染対策に関する地域連携への取り組み

管轄の保健所、医師会、感染対策向上加算に定められた施設、地域の医療施設との連携に取り組む。

# 第10 院内感染対策組織図



附則

(施行期日)

千葉県立海浜病院医療安全管理指針 第8 (海浜病院院内感染対策指針)

平成19年6月4日策定

附則

上記を廃止し、この指針は、平成28年11月14日から施行する。

附則

この指針は、平成29年2月1日から施行する。

附則

この指針は、平成29年12月1日から施行する。

附則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この指針は、令和2年3月1日から施行する。

附則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この指針は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この指針は、令和7年4月1日から施行する。